

燃やすごみ (指定袋)

1. 「燃やすごみ」とは

- (1) 生ごみ、木くず、紙くず、塩化製品を除くプラスチック類、ゴム類などのごみです。
- (2) 指定袋に入る大きさが基準ですので、大きいものは細かく切るか、可燃性の粗大ごみに出してください。

2. 回収日に出せるもの

生ごみ等

料理くず、茶殻、残飯、果物、野菜くず、お菓子のくず、吸殻等

Point 生ごみは、袋に入れる前に十分に水切りをしてください。

Point 家庭用電気式生ごみ処理機およびコンポストの購入補助制度があります。
(生ごみ処理機 1世帯1台 補助率1/2 補助限度額 30,000円)
(コンポスト 1世帯1基 補助率1/2 補助限度額 2,000円)
※生ごみ処理機とコンポスト補助はそれぞれ5年間で1世帯1回ずつです。

紙類

紙くず、包装紙、汚れたダンボール等

Point 新聞・雑誌、ダンボール等は、古紙類等の回収に出してください。

木くず

割り箸・かまぼこ板・くし等の小さな木くず

紙おむつ

Point 汚物は取り除いてください。

衣類

衣服、布類

Point 多量の場合は、古紙類等の回収に出してください。

プラスチック類

白色以外の食品トレイ、調味料・シャンプー・洗剤等の容器、弁当の空箱、発泡スチロール、玉子パック、お菓子の容器等
レジ袋、ナイロン袋等

Point できるだけマイバッグを持参し、レジ袋の利用をひかえましょう。

Point 塩化製品(塩ビ)は、「燃えないごみ」となります。
雨樋、ビニールシート、波板、平板、水道・ガスのホース類

ゴム類 おもちゃ類

ゴム手袋、ゴムボール(空気を抜いてください)
おもちゃ(すべてがプラスチック製・木製のものに限る)
プラモデル、ぬいぐるみ、レコード、CD、DVD等

布団・

カーペット類

Point

布団、毛布、カーペット、ござ等

50cm以内に切って指定袋に入れて出してください。

切らずに直接搬入する場合は、搬入確認書の交付を、役場くらし安全環境課または秦荘サービス室で受取りください。

また、古紙類等の回収にも出すことができます。必ず事前に処理シール(300円/枚)を役場くらし安全環境課または秦荘サービス室で購入してください。

文房具類

鉛筆、ボールペン(金属部分を除く)、プラスチック製筆箱等

その他

湿布薬等

Point

使い捨てカイロは燃えないごみです。

3. 出す時の注意事項

★指定袋に入れ、必ず名前を書いて、袋の口はしっかりしばってください。

★生ごみは水切りを十分にしてください。

★雑誌や衣類などは、束ねずにバラバラにして指定袋に入れてください。

Point できるだけ古紙類等の回収に出してください。

★はさみ等で取り除ける金属等については、取り除いてください。

★ひも類やストッキング等長い物は、50cm以内に裁断してください。



4. その他

★指定袋は、役場もしくは取扱店舗にて購入してください。
(標準袋10枚入200円、小袋10枚入100円)

★事業所で出るごみは事業用ごみ袋に入れ、廃棄物収集業者に依頼するか、直接リバースセンターに搬入してください。

(事業用ごみ袋10枚入300円、事業用ごみ大袋10枚入600円、役場のみで販売)